意見陳述書

令和6(2024)年6月12日

原告 梶谷風音 (原告1番)

- 1 私は昨年、海外で不妊手術を受けました。
 - 不妊手術を受けるまでの間、日本の法律によって不妊手術を受けることを不当に拒まれ、意思に反して「生殖能力がある体」を維持することを強要されたと感じています。
- 2 私は、9歳頃から「お母さんになる準備」に拒絶感を覚え、中学生の頃には明確に生殖能力に嫌悪感を持ち、15歳か16歳頃から不妊手術を受けたいと思うようになりました。性別違和がないにも関わらず、生殖能力があることに違和感や苦痛を感じる人について、まだあまり研究や解明がされておらず、私たちのような気持ちを持つ人を表す言葉はありませんが、当事者のひとりとして思うことは、これは私の生まれ持った価値観や性的指向の一部であって、変えられるものではないということです。変えられない気持ちだからこそ、少しでも自分の体に対する違和感や精神的苦痛を緩和して、生きていきたいだけなのです。

不妊手術を受ける前、自分は小さい子どもがすごく嫌いなのだと思っていました。小さい子どもが近くにいると、動悸がしたり、胸が締め付けられるような緊張感がありました。今も子どもは苦手ですし、可愛いと思ったり、触れたいと思うことはないですが、子どもが近くにいるときに感じる精神的苦痛が、不妊手術を受けてから驚くほど軽減されました。そこではじめて、私は子どもが嫌いなのではなくて、子どもを産める自分、あるいは子どもと関連付けられる自分の体が心の底から嫌いだったのだと気が付きました。

また、生理があることと妊娠できることは必ずしもイコールではないと思いますが、日本では生理があることが母性・母になることと異常な程に結び付けられる傾向があると思います。生理が来たら「お母さんになる準備」からはじまり、月経前症候群、いわゆるPMSを「着床した時のための妊娠準備」、生理痛を「陣痛の準備」と表現するような記事を何度も見てきました。胸が膨らむことも、生理が来ることも、生理痛や PMS も、私が「母になるため」に選んだことではないのに、自分の体は「子どもを産む」という最終目的のために存在しているのだと社会から言われ続けているような精神的な苦痛がありました。

女性が自分の体のことを自分で決められない国で、生殖能力がある体で産まれてしまい、それを法や国家によって維持することを強いられることは、足を鎖で縛られているような感覚でした。何度も何度も必死に鎖を蹴って切ろうとしましたが、この国では母体保

護法があるからその鎖を切ることができませんでした。

不妊手術を受けられたことで、その呪縛からやっと解放され、足から鎖が離れた感覚が ありました。

気の小さい私は、はじめて全身麻酔で手術を受けることに不安もありました。でも、手術をやめようとは思いませんでした。手術を受ける不安よりも、妊娠可能な体でこれから何十年も生き続けなくてはいけないことのほうが私にとってはずっと怖かったし、耐えがたかったからです。そこまで強い気持ちで、手術を受ける私を止める権利は誰にもないと思います。

これらの経験から、生殖能力のある体で生きることがどれだけ自分が気付かないうちに、自分の心に苦痛を与えて、触んでいたのか、改めて気付かされました。

3 低用量ピル、ミレーナを使用したこともありましたが、いずれも一時的な避妊の効果が 得られるもので、生殖能力のある体への違和感を根本的に解決するものではありません でした。また、どちらもホルモンに作用するものであるため、ピルを服用していたときに はお腹のはり、全身のむくみなどの症状が続きました。ミレーナを使用してからは、体重 が急激に増え、下半身だけがむくむなどの症状があり、体質に合いませんでした。

これに対して、現在行われている不妊手術は、それ自体に対する禁忌事項はありません。 ホルモンへの作用はなく、体への負担も少なく、日帰りで行える安全な手術です。私も、 朝に手術を受け、昼には退院でき、術後の痛みもありませんでした。

不妊手術は女性にとって最も安全かつ確実に妊娠の危険から逃れられる手段です。そして、「生殖能力のある体」で生きることに苦痛を感じる私のような人達にとっては、不妊手術以外に、その苦痛から解放される手段はありません。

4 日本の病院では「不妊手術を受けたい」と相談をしても、「結婚しているのか」「子ども を産んでいるのか」「配偶者は同意しているのか」と聞かれます。

「そのうち気が変わるかもしれないから」

「取り返しがつかない手術だから」

私はもう成人していて、判断能力のある大人として、自分の稼いだお金で手術を受けると言っているのですから、それを「後悔するかもしれない」からと「止めて」いただく必要はありません。

不妊手術を受けることがダメだと言うのであれば、なぜ同じことを子どもを産みたいという人には言わないのでしょうか?どちらも選択をしたら戻れないという側面では一緒なはずなのに、片方だけをネガティブに強調するのは矛盾していると思います。

この国では、男性や家父長制に都合のいい自己決定は尊重され、そうでない女性の自己決定は否定されているのだと感じました。

結局、日本の法律が私の不妊手術を拒んだのは、私の「保護」でも私の健康や将来を案

じてでも何でもなくて、私の気持ちなんてどうでもいいから、ただただ産む機械の頭数 として私の体を「保管」しておきたかっただけだと思います。

5 不妊手術を受ける前、世界中の子どもを持たずに不妊手術を受けたいと思う当事者が 集まるコミュニティに入り、情報交換をしていました。

他の当事者が、自分の住む州や街で、良いお医者さんがいないかという情報交換をしているのをみて、なぜ生まれた国が違うだけで、私には自分の望む医療を自分の国で受ける 選択肢すらないのだろうと思うと、胸がキュッとなりました。

自分の体のことすら自分で決めることが許されない国に生まれてしまったのだと嫌で も思い知らされる瞬間でした。

また、私が不妊手術を受けた海外の病院では、医者や看護師、周りの人も含めて、私を ジャッジする人はいなく、不妊手術を受けるということを「人が持ちうる選択肢のひと つ」として認識していたことに、衝撃を受けました。

出産経験や婚姻状態、配偶者の許可の有無を理由に選択を阻まれたり、止められることはなく、医学的に必要な説明を受けて、自分の意思だけで手術を受けることができました。

スムーズに手術を受けられたことに安堵する一方、実際に海外で何の障壁もなく手術を受けられたことや、実際にどれだけ体に負担が少ない手術であるかを身をもって体感したからこそ、国が違うだけで手が届くものや見えている世界がこんなに違うのだということに愕然としました。

望む医療へのアクセスを法や国にまで否定されて苦しんだ日本での時間は一体何だったんだろうと思うようになりました。他の国でアクセスできる医療が、先進国である日本で、技術的な問題ではなく、政府の都合でアクセス自体が否定されていることに正当な理由はあるのでしょうか?

私は、自分の国では、自己決定権を行使できなかった。自分の国で、尊重され、医療を 受けることができなかった。その事実は、私の心に一生残る、変えられない事実です。

6 現在は生殖から完全に無関係になれたことで、妊娠や出産、子育てなどを良い意味で 第三者視点で捉えられるようになり、心の平和を得ました。私の人生のどの地点にも、妊 娠や出産がないことが主観的かつ客観的にも明確になり、完全に生殖の蚊帳の外になれ たことに安堵と解放を感じています。

政府は、表向きは子どもを産むことも、産まないことも自由だと言っていますが、子どもを産む道と産まない道が日本で同じように開けているとは私にはとても思えません。

男女で結婚し、子どもを産み育てる以外の生き方は、社会全体、時には国家によって否定され続けています。

私が不妊手術を受けるために海外の病院に行かなくてはいけなかったように、日本で

子どもを産まない人生を貫くには、いくつもの障壁が設けられています。子どもを産むという選択肢は国から応援され、不妊治療も一部保険が適用になりました。結果として、私の税金が、誰かの子どもを持ちたいという夢に使われるのであれば、それ自体は良いことだと思います。だけど、片方の夢は国からお金を出して応援してもらえる一方で、私の不妊手術を受けたいという夢は、国に禁止され、犯罪とされる。同じ時代の同じ国に生きていて、この扱いの違いは何なんだろうと、複雑な気持ちになります。

私は、お金を出してほしいとは言いません、支援してほしいとは言いません。 ただ、選択肢を奪わないでほしいだけなのです。

不妊手術を受けたいということは、中々理解が難しいかもしれませんが、自分の体に苦痛を感じていて、それを安全に和らげる方法があるのに、あるいは自分の夢や目標があるのに、それを国から「叶えてはいけない」と言われたら、どういう気持ちになるか、少しでも私に寄り添ってほしいです。不妊手術を望む女性はそういう世界で生きています。

日本の法律が不妊手術を禁じている限り、私たちの苦痛は終わることなく、苦しみ続けるのです。

だけど、裁判所に憲法違反と判断していただくことで、「本来はこんなに苦しまなくて良かった」「アクセスが阻害される必要はなかった」と言っていただければ、ひとつの区切りとして心の整理がつくと思います。

私は日本では不妊手術が受けられず、やむを得ずに海外で手術を受けましたが、今後、 私と同じように自分の体や生殖能力への違和感を持ちながら生きる人たちには、私と同 じ困難を経験してほしくありません。これから私と同じ選択を望む女性の選択肢が阻害 されることがないように、違憲判決を以って、「女性には自分の体のことを自分で決める 権利がある」ということを社会や国に示してください。

以上